

徳地地域づくり協議会の後援及び共催名義の使用について

徳地地域づくり協議会の後援及び共催名義の使用を希望される場合は、事業実施日の20日前までに申請を行ってください。

申請後、審査の上、承諾・不承諾を通知します。

1. 申請書類

申請書（様式第1号）

開催要領、実施要項等（内容など詳細にわかるもの）

その他（主催団体の規約、会則等必要に応じて添付）

2. 申請書提出窓口

徳地地域づくり協議会事務局（徳地地域交流センター内）

3. 承諾の基準

後援及び共催は、以下のすべてに該当する事業に限り承諾します。

- ・開催の日程、実施目的や計画が明確であること。
- ・徳地地域内の住民全体を対象とした事業であること。
- ・参加者から入場料その他費用を徴収するときは、徴収の目的が適正かつ明確であって、営利や商業宣伝を目的としないこと。
- ・特定の宗教もしくは政治団体の宣伝、支持または反対をしないこと。
- ・公序良俗に反さないこと。

その他後援及び共催を行うことが不相当と認められる場合は不承諾とします

4. 報告書類

実施報告書（様式第4号）

※補助金の交付を伴う申請については、申請及び報告時に収支予算書（様式第2号）及び収支決算書（様式第3号）、領収書の写しを添付すること。